

令和2年度
第7回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和2年10月23日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和2年度第7回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和2年10月16日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和2年10月23日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和2年10月23日 13時00分			議長	石羽根 正 志
	閉会	令和2年10月23日 13時50分			議長	石羽根 正 志
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 16名 欠席 2名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	三 浦 美恵子	○	11	藤 村 勇 三	○
	2	日 戸 重 雄	○	12	立 柳 優	○
	3	小山田 和 義	○	13	高 橋 由 則	○
	4	高 橋 正 志	○	14	古 川 美枝子	○
	5	國 司 功	○	15	藤 原 純 子	○
	6	大 森 直 子	○	16	松 村 勝 彦	○
	7	熊 澤 威 人	▲	17	竹 田 和 夫	○
	8			18	石羽根 正 志	○
	9	菊 田 健 生	○	19	山 本 範 夫	▲
10	中 村 一 彦	○				

議事録署名委員	議席番号 1番	三浦美恵子	議席番号 2番	日戸重雄
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	遠藤竹弥		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花浩		
	農地調整係長	佐々木和查		
	農地調整係主事	古川裕太		
	農地調整係主事	高橋彩斗		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（遠藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開きください。議席番号7番熊澤威人委員が体調不良で欠席です。議席番号19番山本範夫委員が所用のため欠席です。以上、2名の欠席です。出席委員は18名中16名です。本日は、山本会長が所用により欠席となっておりますが、八幡平市農業委員会会議規則第8条第2項で、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長職務代理がその職務を代理する。」と定められておりますので、本日の総会は、その条項を適用し、石羽根会長職務代理者が議長となることをご了承願います。また、午後2時から推進委員の情報交換会がありますので、それに対応するため、総会の進行状況によっては総会の途中で、高橋主事と古川主事が退出することをご了承願います。それでは石羽根会長職務代理、進行よろしくをお願いいたします。

議長（石羽根会長職務代理者）

本日は、山本会長が欠席につき、私が代理で議長を務めさせていただきますが、何分不慣れでありますので、スムーズな進行に皆様のご協力をお願いいたします。

ただ今から、令和2年度第7回八幡平市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、18名中16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（石羽根会長職務代理者）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石羽根会長職務代理者）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、1番 三浦美恵子 委員、2番 日戸重雄 委員を指名します。

3 会期の決定

議長（石羽根会長職務代理者）

次に、本総会の会期についてお諮りいたします。

本総会の会期は令和2年10月23日、1日間とすることにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（石羽根会長職務代理者）

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、令和2年10月23日の1日間とすることに決定いたしました。

4 報告

議長（石羽根会長職務代理者）

次に、事務局から第7回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、第7回運営委員会報告を致します。総会資料の3ページをお開き下さい。

次第のとおり2項目の報告及び連絡、並びに5項目の協議を行いました。始めに3報告・連絡となります。概要説明を致します。次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和2年10月以降の主な会議行事等日程についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。

2項目め。八幡平市賃借料情報についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。改めて本日の農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。

続きまして、4協議事項となります。協議内容の概要説明を致します。協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、11月10日（火）午前9時00分に決定となりました。

2項目め。令和2年度第7回総会についてとなります。本日の第7回総会の運営について協議を行い午後1時00分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。なお、総会の会場を変更した理由について説明をします。本日は推進委員情報交換会も行われ会場が複数になること、また新型コロナウイルス感染症対策の観点上から3密を避けた会場配置で行う必要があります。27人で行う推進委員情報交換会を大ホールで行い、総会をこの会場で行うこととなったものです。

3項目め。耕作放棄地全体に係る農地・非農地の判定についてとなります。内容について協議を行ったところ、次のページの中ごろに記載したとおり決定されましたが、改めて本日の委員合同会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

4項目め。中山間地域の農業振興・地域づくりを考える研修会 農業委員会特別研修会についてとなります。内容について協議を行ったところ、このページの下側に記載したとおり決定されましたが、改めて本日の委員合同会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。

次のページとなります。

5項目め。推進委員情報交換会・第2回委員合同会議の開催についてとなります。本日の推進委員情報交換会と第2回委員合同会議の開催について協議を行ったところ。このページの中ほどに記載したとおり決定され、農業委員及び推進委員の皆様にご通知をいたしたところです。

関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

続きまして、5情報提供等となります。事務局から1件の情報提供を行いました。

内容は「令和2年7月豪雨災害義援金」となり、改めて本日の第2回委員合同会議の報告・連絡事項で事務局より情報提供を行う事としております。

続きまして、1名の運営委員から情報提供がありました。情報提供の内容は「八幡平と言う名前は東京の方でもかなり売れているからブランド化を図っては、とのアドバイスをいただいた。」とのことでした。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和2年度第7回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和2年10月23日 運営委員長 会長 山本範夫、以上となります。

議長（石羽根会長職務代理者）

ただ今の「第7回運営委員会会議報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石羽根会長職務代理者）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木和査係長）

それでは、総会資料の8ページをご覧ください。

令和2年9月25日から令和2年10月22日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番から、かた括弧7番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧8番の農地転用制限の例外に該当する届出です。楽天モバイル(株)基地局設置統括部から電気通信事業携帯電話サービス及び通信可能地域拡大を図るため、3件の無線基地局設置の申請がありました。1件目が大更10-445-2、中関公民館の近くです。2件目が平笠12-55-1、平笠小学校の近くです。3件目が平館8-112-2、盛岡北部事務組合の近くです。基地局設置は10月20日～11月30日の間に設置する予定です。なお、農地以外にも3カ所建てるようで、大更、田頭、市役所近くですが、全部で6件建てる予定です。

次に、かた括弧9番の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は10月16日の金曜日でございます。17件の現地調査を行いました。当日の調査委員は、6番委員大森直子（おおもりのなご）委員、12番委員立柳優（たちやなぎまさる）委員、13番委員高橋由則（たかはしよしのり）委員、14番委員古川美枝子（ふるかわみえこ）委員の4名でございます。また、事務局からは遠藤局長と古川主事と私の3名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（石羽根会長職務代理者）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

(「なし」の声あり)

議長 (石羽根会長職務代理者)

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

5 議事

議長 (石羽根会長職務代理者)

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

それでは直ちに議案の審議を行います。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長 (石羽根会長職務代理者)

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (高橋主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の 2 ページをご覧ください。今月の申請は 9 件となっております。

申請番号 1、大更第 31 地割 125-4、畑、1,414 m²です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで譲受人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号 2 番～4 番ですが、関連がありますので、一括して説明いたします。

申請番号 2～4、松尾第 3 地割 317、田、335 m²を含む 9 筆 5,852 m²です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 5、石神 65-1、畑、305 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は譲受人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 6、松木田 111-1、田、122 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は譲受人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 7、久保田 75-2、田、1,194 m²を含む 3,198 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は別の農業者との賃貸借で水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 8、大更第 24 地割 1-194、畑、334 m²です。贈与による所有権の移転です。申請地は譲受人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 9、平笠第 1 地割 1-2、田、2,723 m²を含む 6 筆、5,058.79 m²です。親子間の贈与による所有権の移転です。申請地は世帯で水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請地の明細については4ページ以降の申請筆別明細をご覧ください。

併せて、関係資料の1～3ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。各申請とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、審議のほどよろしく願いいたします。

議長（石羽根会長職務代理者）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号6番 大森直子 委員に願います。

6番（大森委員）

6番 大森直子です。

申請番号1番ですが、位置は八幡平市総合運動公園から南東に約2.3kmの地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲受人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号2番から4番ですが、関連がありますので、一括して説明します。位置は、JR松尾八幡平駅を中心に約800m以内に点在しております。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲受人が水稲を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号5番ですが、位置は、安代I.Cから北東へ約3.3kmの地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲受人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号6番ですが、位置は、JR小屋の畑駅から南西へ約900mの地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲受人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号7番ですが、位置は、安代I.Cから北東へ約3.5kmの地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、別の農業者との賃貸借で水稲を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号8番ですが、位置は、JR大更駅から北西へ約400mの地点です。贈与による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲受人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号9番ですが、位置は、平笠小学校を中心に約2.5km以内に点在しております。親子間の贈与による所有権の移転です。申請地はこれまで、世帯で水稲を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。

以上です。

議長（石羽根会長職務代理者）

以上で、現地調査結果の説明が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石羽根会長職務代理者）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（石羽根会長職務代理者）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（石羽根会長職務代理者）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（石羽根会長職務代理者）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページをお開きください。今月の申請は1件になります。

申請番号1、平館第26地割138-3、田、999㎡です。転用の目的は、売買による駐車場の敷設となっております。内容は、駐車場が計画されております。

関係資料の4ページをご覧ください。申請地の農地区分ですが、申請番号1は、都市計画法上の用途指定地域に該当することから第3種農地となり、第3種農地は原則許可となっております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（石羽根会長職務代理者）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号14番 古川美枝子 委員に願います。

14番（古川委員）

14番の古川美枝子です。

申請番号1番ですが、位置は、平館高等学校から北東へ約450mの地点です。転用の目的は、売買による駐車場の敷設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、隣接する葬儀ホールの駐車場が不足しており、拡張したいと考えていたところ、土地所有者と売買の合意が

できたことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、都市計画法上の用途地域内の農地で、第3種農地と判断され、転用許可条項においては原則許可となっております。

申請農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（石羽根会長職務代理者）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石羽根会長職務代理者）

なしと認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決いたします。この案件について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（石羽根会長職務代理者）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（石羽根会長職務代理者）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法の農地転用事業計画変更に対する意見の決定について』

議長（石羽根会長職務代理者）

次に、議案第3号『農地法の農地転用事業計画変更に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の8ページをお開きください。今月の申請は1件になります。

申請番号1、松尾寄木第27地割13-1、田、1,267㎡です。当初の計画では、転用事業者が貸家住宅を建設する目的で申請がされた案件で、令和元年11月15日に許可されたものです。変更内容ですが、変更後は駐車場にする計画となっております。変更が必要となった経緯ですが、転用事業者が八幡平市大更で運営していた給油所を閉鎖するのに伴って、給油タンクローリーや除雪ローダー等の大型車両を駐車する場所がなくなるため、貸家住宅を建設する予定であった当該申請地に隣

接する給油所を拡張する必要がでてきたとのこと。関係資料の4ページをご覧ください。農地区分は10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、申請地周辺は集落接続が確認されました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（石羽根会長職務代理者）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号14番 古川美枝子 委員にお願いします。

14番（古川委員）

14番の古川美枝子です。

申請番号1番ですが、位置は、寄木小学校から南西へ約500mの地点です。当初の事業計画では、貸家住宅の建設を予定していましたが、申請法人が運営する給油所の閉鎖に伴い、急遽、給油タンクローリーや除雪ローダー等の大型車両の駐車場が必要となり、申請地に隣接する既存の給油所を拡張するのが一番効率的なため、事業計画の変更を行いたいとのことでありました。申請地は既に所有権移転登記済みであり、旧所有者によって農地の管理・耕作がされる見込みがないこと、また新たな計画に緊急性があり、確実に事業を遂行することが見込まれること、及び申請地は10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して敷設されることが確認されているため、農地転用事業変更は承認できるものと判断してまいりました。

以上です。

議長（石羽根会長職務代理者）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石羽根会長職務代理者）

なしと認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決いたします。この案件について、『可』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（石羽根会長職務代理者）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（石羽根会長職務代理者）

よって、議案第3号『農地法の農地転用事業計画変更に対する意見の決定について』は、『可』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（石羽根会長職務代理者）

次に、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページをお開きください。今月の申請は2件になります。関係資料の4ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1、荒木田第10地割75、田、1,176㎡です。現況は、自動車整備工場の駐車場として利用されており、雑種地化しておりました。

申請番号2、松尾寄木第2地割244-1、畑、605㎡を含む2筆、1,010㎡です。現況は、雑木が生い茂り、原野化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（石羽根会長職務代理者）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号14番 古川美枝子 委員にお願いします。

14番（古川委員）

14番の古川美枝子です。

申請番号1番ですが、位置は、寺田小学校から南西へ約1.6kmの地点です。現況は、自動車整備工場の駐車場として使用されており、雑種地化しておりました。申請地は、昭和の終わり頃から不耕作となり、平成元年頃より雑種地化してしまったとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は、柏台小学校から北へ約1.5kmの地点です。現況は、雑木が生い茂り、原野化しておりました。申請地は、大工として独立開業するための用地として購入したものの、体調を崩し、計画を実行することが困難となり、平成9年頃より原野化してしまったとのことでした。

いずれの農地も、非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（石羽根会長職務代理者）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石羽根会長職務代理者）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決します。この案件について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（石羽根会長職務代理者）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（石羽根会長職務代理者）

よって、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第5号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』

議長（石羽根会長職務代理者）

次に、議案第5号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

それでは、議案の12ページをお開きください。令和2年10月5日付で八幡平市長から意見を求められている案件は4件ございます。なお、4件すべて農用地からの除外申請となっております。

申請番号1、大更第5地割148-4、田、169㎡です。除外の目的は、一般住宅用駐車場の敷設となっております。

申請番号2、大更第39地割237-5、田、423㎡です。除外の目的は、一般住宅の建設となっております。

申請番号3、大更第34地割391-3、田、538㎡を含む3筆、5,181㎡です。除外の目的は、ドラッグストアの建設となっております。

申請番号4、細野242-1の一部、畑、5,220.17㎡です。除外の目的は、ウイスキー蒸留所兼貯蔵庫の建設となっております。

転用の可否になりますが、関係資料の5ページをご覧ください。

申請番号1は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、既存事業の2分の1までの拡張は認められており、当該案件は既存事業が342㎡に対し、申請面積が169㎡であることから、例外規定の既存事業の拡張に該当しております。

申請番号2ですが、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落に接続して建設されることを確認いたしました。

申請番号3ですが、申請地から半径500m以内にJR大更駅があるため第2種農地と判断されます。例外規定ですが、代替性がないことが確認されております。

申請番号4は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、農業用施

設等に該当することが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（石羽根会長職務代理者）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 14 番 古川美枝子 委員にお願いします。

14 番（古川委員）

14 番の古川美枝子です。

申請番号 1 番ですが、位置は JR 東大更駅から南西へ約 2.0 km の地点です。農振除外の目的は、一般住宅用駐車場の敷設です。現況は、田として自己保全管理されておりました。申請地は、農振除外後は 10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されますが、例外規定においては、既存施設の拡張に該当することを確認いたしました。

申請番号 2 番ですが、位置は西根総合支所から北東へ約 2.6 km の地点です。農振除外の目的は、一般住宅の建設です。現況は、田として自己保全管理されておりました。申請地は、農振除外後は 10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続されていることを確認いたしました。

申請番号 3 番ですが、位置は JR 大更駅から北東へ約 500m の地点です。農振除外の目的は、ドラッグストアの建設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請地は、農振除外後は第 1 種農地、第 3 種農地に該当しない農地で第 2 種農地と判断されますが、代替性がないことも確認いたしました。

申請番号 4 番ですが、位置は JR 安比高原駅から西へ約 2.0 km の地点です。農振除外の目的は、ウイスキー蒸留所兼貯蔵庫の建設です。現況は、畑として牧草を作付けしていた農地です。申請地は、農振除外後は 10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されますが、例外規定においては、農業用施設に限り転用が認められております。

いずれの申請地も、農地の集団化、農作業の効率化及び農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすものではないこと。土地改良施設の機能に支障を及ぼすものではないこと。また、転用許可適用条項に該当していることから農振除外及び用途変更はやむを得ないと判断してまいりました。

以上です。

議長（石羽根会長職務代理者）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 5 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石羽根会長職務代理者）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 5 号を採決します。この案件について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (石羽根会長職務代理者)
起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (石羽根会長職務代理者)
よって、議案第5号『農業振興地域整備計画の変更(随時見直し)に係る意見の決定について』は、原案のとおり『可』として市長に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』

議長 (石羽根会長職務代理者)

次に、議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (高橋主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の14ページをご覧ください。今月の申請は、6件となっております。

初めに、賃貸借権の設定です。

申請番号1、大更第22地割298、田、1,660㎡です。

申請番号2、野駄第27地割429、畑、4,110㎡です。

申請番号3、松尾寄木第32地割704-1、田、3,009㎡を含む2筆、5,964㎡です。

次に、使用貸借権の設定です。

申請番号4、西根寺田第21地割131-2、田、4,343㎡です。

次に、中間管理事業へ賃貸借権の設定です。

申請番号5、田頭第28地割99-1、田、1,297㎡です。

最後に、中間管理事業を活用した所有権移転です。

申請番号6、保戸坂12-2、畑、4,104㎡を含む4筆、11,938㎡です。

なお、申請番号5については、次に説明する議案第7号の配分計画案と付随することを申し添えます。また、申請番号6については、所有権移転が行われたあとに、新たな担い手へ農業公社が売り渡し予定であることを申し添えます。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (石羽根会長職務代理者)

以上で、説明が終わりました。これより、議案第6号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（石羽根会長職務代理者）

ないようですので「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（石羽根会長職務代理者）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（石羽根会長職務代理者）

よって、議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第7号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』

議長（石羽根会長職務代理者）

次に、議案第7号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案18ページをご覧ください。八幡平市長より農用地利用配分計画案の策定について、意見を求められた案件は1件です。なお計画案の農地については、今回の総会において、農業経営基盤強化促進法により中間管理機構へ利用集積された農地及び農用地利用集積計画の内容変更申出のあった農地です。

申請番号1、田頭第28地割99-1、田、1,297㎡です。

なお、今回の申請について、先ほどご説明しました議案第6号の利用集積計画と付随することを申し添えます。

今回の計画案につきましても、各地区の「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体へ配分するものであり、配分される者の経営状況についても、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（石羽根会長職務代理者）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第7号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石羽根会長職務代理者）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第7号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（石羽根会長職務代理者）
起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（石羽根会長職務代理者）

よって、議案第7号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第8号『令和2年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出について』

議長（石羽根会長職務代理者）

次に、議案第8号『令和2年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出について』を議題いたします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

(提案理由朗読後、内容説明)

それでは、内容についてご説明をさせていただきます。

最初に、農業委員会法に関する法律の規程についてご説明をします。総会資料15ページとなります。議案第8号資料、農業委員会等に関する法律、抜粋、となります。該当する条文に下線付きで表示しております。この条文により、市に対して意見の提出を行うものです。

令和2年度関係行政機関 市 に対する意見の提出についてご説明をいたします。総会資料11ページにお戻りください。令和2年度八幡平市に対する意見提出について(案)、意見提出の趣旨となります。9月25日に開催しました第6回農業委員会議において、農業委員の皆様から内容についてご審議をいただいておりますことから、意見提出の趣旨の読み上げを省略させていただくことでご了承をお願いします。

次のページをお開き下さい。こちらにも意見の内容の読み上げを省略し、意見項目の読み上げによる提出とさせていただきますことをご了承をお願いします。

読み上げを行います。1 経営所得安定対策について。2 中心となる経営体を認定農業者・認定就農者への誘導、集落営農の組織化や法人化への推進について。3 中山間地域等の収益力向上支援について。次のページとなります。4 市農畜産物のPRについて。5 親元就農者への支援について。6 関係機関・団体と連携した耕作放棄地発生の防止・解消活動に向けた取り組みについて。次のページをお開き下さい。7 先端技術を活用した「スマート農業」の推進について。8 八幡平市単独補助事業の要件について。説明は以上となります。

ただ今の第7回総会で市に対する意見の提出が決定されましたら、11/2、市に意見書を提出し要望活動を行うものとなります。

以上が 令和2年度関係行政機関等 市 に対する意見の提出について の議案となります。
ご審議をお願いします。

議長（石羽根会長職務代理者）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第8号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石羽根会長職務代理者）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第8号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（石羽根会長職務代理者）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（石羽根会長職務代理者）

よって、議案第8号『令和2年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（13時50分）

議長（石羽根会長職務代理者）

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。不慣れな信仰でしたが、熱心に、ご審議いただきまして、ありがとうございました。皆様のご協力に感謝申し上げます。

以上をもちまして、令和2年度第7回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。
ご協力ありがとうございました。

事務局（遠藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年11月25

1 番 委 員 _____

2 番 委 員 _____

令和2年度 第7回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和2年10月23日（金）午後1時00分～
場 所 八幡平市役所ホール棟多目的ルーム1・2

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 会期の決定
- 4 報 告
 - (1) 第7回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 5 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第3号 農地法の農地転用事業計画変更に対する意見の決定について
 - 議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について
 - 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第7号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について
 - 議案第8号 令和2年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出について
- 6 閉 会